

令和7年度 京田辺市留守家庭児童会

入会募集要項

【入会申込書類を記入される前に】

- (1) 令和7年度の入会申込みに当たっては、この入会募集要項をよくお読みになり、必要となる書類を提出してください。
- (2) この入会募集は、通期の入会申込みを対象としています。夏季・冬季休業期間のみの入会については、別途、当該期間の前に募集します。
- (3) 1か月の開所日数のうち、留守家庭児童会の通所日数が半数未満になる場合は入会できません。
- (4) 令和7年4月1日時点で入会要件を満たさない場合は受付できません。
- (5) 留守家庭児童会には駐車場がありませんので、車での送迎はできません。

京田辺市教育委員会 教育部
社 会 教 育 課

目 次

1	留守家庭児童会とは	- 1 -
2	入会ができる児童（入会要件）	- 1 -
3	留守家庭児童会の開設期間等	- 2 -
4	負担金等	- 3 -
5	入会受付	- 4 -
6	入会の決定方法等	- 5 -
7	休会	- 6 -
8	退会	- 6 -
9	書類提出・問合せ先	- 6 -
	【別表第 1】	- 7 -
	【別表第 2】	- 7 -

1 留守家庭児童会とは

学校の放課後に就労などで家庭での保護が適切に受けられない児童の健全な育成を図るため、京田辺市内の留守家庭児童会を次のとおり設置しています。（所在地は別表第1参照）

京田辺市の留守家庭児童会

小学校区	名称	愛称	運営	定員（人）
大住	大住留守家庭児童会	かぜのこ	京田辺市	78
田辺	田辺留守家庭児童会	なかよし	京田辺市	100
草内	草内留守家庭児童会	いずみ	京田辺市	60
三山木	三山木留守家庭児童会	すぎのこ	京田辺市	111
田辺東	田辺東留守家庭児童会	つつじ	京田辺市	78
松井ヶ丘	松井ヶ丘留守家庭児童会	ひまわり	株式会社明日葉（委託）	200
薪	薪留守家庭児童会	やまどり	京田辺市	256
桃園	桃園留守家庭児童会	みどり	京田辺市	100

2 入会ができる児童（入会要件）

令和7年度において京田辺市立小学校に通学する1年生から6年生の児童であり、その保護者が次のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者によっても家庭での適切な保護を受けられない児童が対象となります。

(1) 就労などの理由により、学校の放課後、常に児童を保護できる者が不在である場合

①保護者等が月曜日から土曜日までの内、週4日以上で8週間以上継続して就労していることにより、保護者等の帰宅時刻が次の表に掲げる時刻より遅くなる場合に限りします。

学年	帰宅時刻
1・2年生	午後3時
3～6年生	午後4時10分

注) 帰宅時刻とは、保護者の勤務終了時刻+通勤時間をいいます。

②保護者等の職業（内職、自営業、農業を含む。）に関わらず、就労が終了する時刻を明らかにする証明書が必要となります。

- (2) 保護者が長期（1か月以上の療養が見込まれる場合）にわたり病気、看護等の理由により適切な保護が受けられない場合
- (3) 保護者が出産前後であるため、家庭での適切な保護が受けられない場合（産前産後の期間は、出産予定日の8週間前から出産後8週間を指します。なお育児休業を取得している場合は該当しません。）
- (4) 65歳未満の祖父母等と同居しているが、適切な保護が受けられない場合
- (5) その他市長が必要と認めた場合

3 留守家庭児童会の開設期間等

京田辺市が運営する留守家庭児童会は次のとおりです。

(1) 開設期間と開設時間

開設期間は、令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までです。

開設時間は、次の表のとおりです。

区 分	開 設 時 間
月曜日から金曜日	下校時～午後6時30分
土曜日	午前8時00分～午後5時30分
夏季等休業期間	午前8時00分～午後6時30分

(2) お迎え

①児童の帰宅に当たっては、保護者又は保護者の委任を受けた方のお迎えが必要です（きょうだいがお迎えに来られる場合は、中学生以上の方に限ります。）。なお、保護者の委任を受けた方がお迎えに来られる場合には、あらかじめ留守家庭児童会に連絡してください（ファミリーサポートセンター等を利用することもできます。）。

②車での送迎はできません。

③希望する児童は、保護者の責任において、午後5時（11月から1月までは午後4時30分）にお迎えなしで、下校することができます。

(3) 閉級日

開設期間であっても、次の日は閉級になります。

①日曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

④8月13日から同月16日までの日

⑤上記の③、④に連続する土曜日

⑥その他市長が必要と認める日

気象警報発令等により学校が休校となった場合、土曜日の午前7時以降継続して警報が発令している場合など。

4 負担金等

留守家庭児童会の負担金及び減免については次のとおりです。

(1) 負担金

月額6,700円

(2) 負担金の納付期限

毎月末日（ただし、月末が金融機関の休業日の場合は、翌月の直近営業日となります。）

(3) 負担金の納付方法

口座振替での納付となります。口座振替の手続きは、以下の金融機関の窓口で行ってください。

なお、前年度から入会し、既に口座振替をされている方は、再度手続きをする必要はありません。ただし、登録内容に変更がある場合は、再度金融機関での手続きが必要ですので、必ず社会教育課に連絡してください。

【取扱金融機関】

京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、
京都やましろ農業協同組合、ゆうちょ銀行

注) 市内の取り扱い金融機関には申込用紙を備え付けています。

(4) 負担金の減免

同一世帯において2人以上の入会や、所得等に応じて減免措置があります。減免基準及び減免額については別表第2を参考にしてください。

減免対象の方は減免申請書の提出が必要です（減免は、減免申請書を受け付けた月の翌月からの適用となります。ただし、所得に応じた減免については、継続入会される場合及び令和7年度新たに入会される場合で受付期間（4ページ5（1）及び（2）の受付期間）に入会申込される場合は、令和7年4月30日（水）までに減免申請書を提出いただくと、令和7年4月分からの適用となります。）。

なお、所得に応じた減免は、市民税額確定後の決定となります。このため、4～6月分の支払額は所得減免適用前の負担額となります。減免額確定前の過払い分については、対象者に8月以降に還付のご案内を送付します。

(5) 入会を取り消す場合

入会后、未納の負担金が2か月を超えた場合は、入会を取り消すことがあります。

5 入会受付

現在(令和6年度)在籍中の場合と令和7年度新たに入会される場合とでは、受付方法が異なりますのでご注意ください。

入会申込みに必要な「京田辺市留守家庭児童会入会申込様式」は、市ホームページからダウンロード又は社会教育課窓口で配布しています。

いずれの場合も、書類に不備があると受付できませんので、ご注意ください。

(1) 現在(令和6年度)在籍中の児童の場合(継続入会受付)

受付期限

令和6年12月25日(水)

受付方法

①ロゴフォームからの申込み

ロゴフォームから申込後、就労等を証明する書類、通学路(様式第1号の2)、留守家庭児童会負担金減免申請書(該当する方のみご提出ください。)を令和6年12月25日(水)(必着)までに社会教育課(留守家庭児童会担当宛)に郵送してください。期日までに書類の提出がない場合は、申込完了とならず、ロゴフォームでの申込みは取消しとなります。

②社会教育課窓口(書類提出)での申込み

受付時間=午前9時30分～11時30分、
午後1時～4時30分

※土・日曜日は、窓口での受付は行いません。

なお、郵送による申込みはできません。

注意事項

①留守家庭児童会負担金の未納がある場合は受付できません。

②入会申込み書類に不備がある場合や記載事項に修正が必要な場合は、来庁していただく場合があります。

(2) 令和7年度新たに入会される児童の場合(新規入会受付)

受付期間

令和6年12月20日(金)～12月25日(水)

受付時間

平日：午前9時30分～午後4時30分

土・日曜日：午前10時～午後4時

※いずれも午前11時30分～午後1時を除く。

受付方法

申込みに必要な書類を市役所3階305会議室に持参してください。

注意事項

- ①申込みに当たっては、必ず保護者の方がご来庁ください。日頃のお子様の様子等をお伺いします。

(3) 随時受付

(1)及び(2)の受付期間終了後、令和7年3月3日(月)から随時、入会申込みの受付を行います。

受付時間

午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時と閉庁日を除く。)

※令和7年3月3日(月)のみ、受付開始時間を午前9時とします。

受付場所

社会教育課(市役所3階)

注意事項

- ①留守家庭児童会の申込状況や受入れ準備のため、入会希望日から通所できない場合があります。
- ②入会希望日の1か月前から申込みを受け付けます。

(4) 留意事項

- ①令和7年度の就労状況を確認するため、再度、就労状況証明書を提出していただくことがあります。
- ②児童の健康状態によっては、学校及び保護者の方と面談する場合があります。

6 入会の決定方法等

(1) 継続入会受付及び新規入会受付の場合(先着順ではありません。)

・次の順に入会を決定します。

①低学年を優先します。

②申込者数が定員を上回った場合、定員を超える学年は、学年ごとにくじを行い、若い番号を引いた順に入会を決定します。

※ただし、高学年(4年生以上)のみが使用できる場所(学校の教室)で開設するクラスにおいて定員を超えていない場合は、4年生

以上で学年の若い順かつ②で引いたくじの若い番号順に入会を決定します。

- ・書類審査等の上、入会者を決定し、令和7年2月末に入会決定通知書を送付する予定です。
- ・令和7年度の入会日は、4月1日（火）です。

（2）随時受付の場合

先着順での入会になります。ただし、高学年（4年生以上）のみが使用できる場所（学校の教室）で開設するクラスにおいて定員を超えていない場合は、4年生以上で先着順に入会を決定します。

7 休会

児童が1か月間通所しないときは、休会する月の前月末日までに全休届を提出してください。休会する月に提出された場合は、該当月の負担金が発生します。

8 退会

入会している児童が、入会の要件の資格を欠くに至ったとき、2か月以上休会するとき、又は中途退会するときは、退会する月の月末までに退会の届けを提出する必要があります。

なお、次の場合も退会となる場合があります。

- ①連続して5日以上無断欠席したとき。
- ②1か月のうち開所日数の半数以上欠席したとき。
- ③育児休業（産前産後を除く。）を取得するとき。
- ④2か月を超える負担金の滞納があるとき。
- ⑤他の児童の保育に支障があると認めたとき。
- ⑥その他市長が留守家庭児童会の運営に支障があると認めたとき。

9 書類提出・問合せ先

〒610-0393 〈住所不要〉

京田辺市教育委員会 教育部 社会教育課（京田辺市役所3階）

電話：0774-64-1394

【別表第 1】

留守家庭児童会の所在地

小学校区	名称	所在地
大住	大住留守家庭児童会	京田辺市大住池平 88 (大住小学校内)
田辺	田辺留守家庭児童会	京田辺市田辺鳥本 102 (田辺小学校内)
草内	草内留守家庭児童会	京田辺市草内南垣内 53 (草内小学校内)
三山木	三山木留守家庭児童会	京田辺市宮津宮ノ下 14-1 (三山木小学校内)
田辺東	田辺東留守家庭児童会	京田辺市東西ノ口 60-2 (田辺東小学校内)
松井ヶ丘	松井ヶ丘留守家庭児童会	京田辺市大住上西野 18-2 (松井ヶ丘小学校内)
薪	薪留守家庭児童会	京田辺市薪堀切谷 1 (薪小学校内)
桃園	桃園留守家庭児童会	京田辺市大住仲ノ谷 12-1 (桃園小学校内)

【別表第 2】

負担金の減免

(京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例第 8 条第 1 項関係)

区分	世帯状況	減免後の負担金
1	生活保護世帯	0 円 / 月
2	令和 6 年度分の市町村民税が非課税の世帯 (区分 1 を除く。)	1, 200 円 / 月
3	令和 6 年分の所得税が非課税の世帯 (区分 1 及び 2 を除く。)	3, 700 円 / 月
4	令和 6 年分の所得税が 5 万円未満の世帯 (区 分 1 から 3 までを除く。)	5, 200 円 / 月
5	令和 6 年分の所得税が 10 万円未満の世帯 (区分 1 から 4 までを除く。)	6, 200 円 / 月

(京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例第 8 条第 3 項関係)

同一世帯に属する児童が 2 人以上、別表第 1 の留守家庭児童会に入会する場合は、当該 2 人目以降は負担金の 2 分の 1 を減免することができます。